

選挙公報の掲載について

山都町選挙管理委員会

第1 選挙公報掲載申請の手続

1 掲載の申請

(1) 選挙公報の掲載申請は、令和7年10月14日（火曜日・立候補届出日）の午前8時30分から午後5時までに山都町選挙管理委員会に対して行ってください。この日時以外は、申請があっても受け付けることができませんので、御注意ください。

(2) 提出書類

- ① 選挙公報掲載申請書・・・・・・・・・・1通
- ② 選挙公報掲載文原稿・・・・・・・・・・2通
- ③ 写真・・・・・・・・・・・・・・・・・・2枚

(3) 掲載文は、山都町選挙管理委員会が交付した原稿用紙によって作成したものでなければなりません。

(4) 提出された掲載文及び写真は、返還いたしません。

2 掲載文の修正

(1) 提出した掲載文を修正しようとするときは、令和7年10月14日（火曜日・告示日）午後5時までに修正の申請をしなければなりません。

(2) 提出書類

- ① 選挙公報掲載文修正申請書・・・・・・・・・・1通
- ② 修正後の選挙公報掲載文原稿・・・・・・・・・・2通

3 掲載文の撤回

提出した掲載文を撤回しようとするときは、令和7年10月14日（火曜日・告示日）午後5時までに「選挙公報掲載文撤回申請書」により撤回の申請をしなければなりません。

4 掲載順序

(1) 選挙公報に掲載文及び写真を掲載する順序は、山都町選挙管理委員会がくじによって決定します。

(2) このくじが行われる日時及び場所は、次のとおりです。

日時 令和7年10月14日（火） 午後5時30分

場所 山都町役場本庁舎 2階2-2会議室

(3) 候補者又はその代理人は、このくじに立ち会うことができます。

第2 掲載文作成上の注意

選挙公報は、候補者から提出された掲載文をそのまま写真製版により印刷しますので、次の注意事項をよく読んで、誤りのないように作成してください。

1 一般的注意事項

選挙公報の原稿を作成するに当たっては、その記載内容に次に掲げる事項がないように注意してください。

- (1) 他人又は他の政党その他の政治団体の名誉を傷つける記載
- (2) 善良な風俗を害する記載
- (3) 特定の商品の広告その他の営業に関する宣伝をする等の記載
- (4) 前3号に掲げるもののほか選挙公報としての品位を損なう記載

2 原稿用紙の用い方（選挙公報記載例参照）

- (1) 原稿用紙は、山都町選挙管理委員会の交付した原稿用紙以外は使用することができません。
- (2) 掲載文は、原稿用紙中の「政見等記載欄」の枠内に記載してください。枠外に書かれた部分は、掲載されません。
- (3) 「氏名欄」には、候補者の氏名（通称使用の認定を受けた場合は、その通称）を縦書きで記載しなければなりません。所属党派名、年齢、生年月日及び職業は、氏名欄に記載した氏名の上下又は左右の余白を用いて欄内に記載してもかまいませんが、政見等はこの欄には記載しないでください。
- (4) 原稿用紙には、写真を貼り付けないでください。

3 掲載文記載の方法

- (1) 字数
掲載文の字数に制限はありません。
- (2) 使用できる文字
 - ① 通常文章に使用する文字（漢字、ひらがな、カタカナ、アルファベット、数字等）
 - ② 通常文章に使用する文字以外の文字（デザイン的な文字）
 - ③ 記号、符号及びけい線
 - ④ 図、イラストレーション及びこれらの類
図、イラストレーション及びこれらの類を記載する場合は、その合計面積が、原稿用紙の政見等記載欄の面積のおおむね2分の1を超えることはできません。
 - ⑤ 氏名欄には、通常文章に使用する文字、記号、符号及びけい線以外は、使用することができません。
 - ⑥ 政見等記載欄には、写真を使用することはできません。

4 筆記具の種類

筆記具は、活字（写真植字、プリンターを含む。）、ペン又は毛筆を使用してください。文字の色は、必ず黒色を使用してください。

- (1) 活字を使用する場合

掲載文は、あまり小さい活字又は画数の多い活字を使用しますと印刷が不鮮明になるおそれがありますので、注意してください。

(2) ペン又は毛筆を使用する場合

あまり小さい文字を記載しますと印刷した場合に見にくくなったり、不鮮明になるおそれがありますので注意してください。また、極端に大きい文字でも印刷が汚れて見にくくなる場合がありますので、記載しないようにしてください。

(3) 訂正の方法

① 訂正は、白紙の一部を切り取ったものを貼ってください。

② 原稿用紙の再交付

原稿用紙を汚損したため再交付を求めるときは、山都町選挙管理委員会に申し出てください。

5 その他

(1) 規程に違反した記載をした掲載文の作成があったとき、又は記載した文字が著しく小さい場合若しくは著しく大きい場合その他印刷が著しく不鮮明になるおそれがあると認められるときは、山都町選挙管理委員会が候補者に対し、当該掲載文の訂正を求めることがあります。

(2) 山都町選挙管理委員会が掲載文について訂正を求め、候補者がその求めに応じないときは、該当部分を掲載しないことがあります。

(3) 候補者は、選挙公報の印刷の体裁等については、指定することができません。

(4) 原稿用紙には、絶対に折り目又はしみを付けないようにしてください。

第3 掲載写真の注意及び選挙公報の規格

1 提出枚数 2枚(同一のもの。)

2 規格 提出する写真の規格は、手札型(縦10.8cm、横8.3cm)です。

3 撮影上の注意

(1) 写真は、無帽、無背景、正面向き、上半身とし、頭上に1cm程度の余白を設けてください。

(2) 写真は、白黒又はカラー写真とします。

(3) 絹目の印画紙にプリントした場合やデジタルカメラで印刷した写真の場合、写真がぼやけてしまうおそれがあります。

4 撮影年月日の制限

提出する写真は、選挙期日前6か月以内に撮影したものに限りです。

5 写真の裏面の記載事項

写真の裏には、候補者の氏名を記載してください。

6 選挙公報に掲載される写真の規格

- (1) 提出していただいた写真は、縮小して選挙公報に掲載します。
- (2) 縮小に際しては、適宜トリミングしますので、あらかじめ御了承ください。

7 選挙公報の規格

全体の大きさは、横約 40 cm、縦約 54 cmで、片面または両面刷りの黒色です。

第4 掲載文原稿の事前相談について

1 掲載文原稿の事前相談について

立候補届出書類等事前審査の際に掲載原稿の事前相談を行います。

日時 令和7年9月30日（火）から10月2日（木）

場所 山都町役場本庁舎 2階 2-2会議室

※この期間後も随時事前相談を受付けますが、事前相談場所の確保も必要ですので来庁される前に必ず事前のご連絡をお願いします。

2 お持ちいただく書類等

事前相談にお持ちいただく書類等は、申請期日における提出書類と同じです。

- (1) 選挙公報掲載申請書・・・・・・・・・・1通
- (2) 選挙公報掲載文原稿・・・・・・・・・・2通
- (3) 写真・・・・・・・・・・・・・・・・・・2枚

3 掲載文原稿の原本及び写真の提供のお願い

選挙公報の速やかな発行のために、事前相談の際にお持ちいただいた選挙公報掲載文原稿の原本及び写真を提供いただきたいので、ご協力をよろしくお願いします。

なお、写しが必要な場合は各自対応をお願いします。

また、選挙公報掲載文原稿の原本及び写真は事前相談の際にお預かりしますが、**選挙公報掲載申請書**は、立候補届出日に提出していただく必要がありますので、ご注意ください。

選挙公報掲載申請前に選挙公報掲載文原稿の修正が生じたときは、その都度連絡をお願いします。

第5 その他

本日の説明会に参加された立候補予定者数をもとに、調整し掲載する寸法の決定を行い、原稿用紙を作成後に、申請書類等を同封し本日受付票に記載をいただいた、立候補予定者の住所に郵送でお送りします。

事前審査の際には、そちらの用紙に記載または、印刷したものの貼付けを行い持参してください。

原稿の作成方法は自由ですが PC 等を用いて作成された場合は、モノクロ（白黒）にて出力のうえ、原稿用紙に貼り付けを行ってください。

※ 太枠の外には記入しないでください。

山 都 町 議 会 議 員 選 挙 選 挙 公 報 掲 載 文 原 稿 用 紙
山 都 町 議 長

受付年月日	年 月 日
受付番号	No.

【写真欄】 ・ 無帽、上半身、正面向きの写真（6箇月以内に撮影） ・ 大きさは、縦4cm、横3cm ・ 無背景（薄い色）の写真 ・ 裏面に氏名を記載		写真欄 写真は貼り 付けないで ください
【氏名欄】 ・ 候補者の氏名は縦書き ・ ふりがな、所属等党派名、年齢、生年月日、経歴等を記載可能 ・ 年齢を記載する場合は、選挙期日における満年齢を記載 ※通称の認定を受けた場合は、通称名を記載		氏名欄 氏名
【本文欄】 ・ 原稿用紙の枠内に無彩色で、はっきり記載してください。 ・ 掲載文は、ペン、毛筆、活字を用いてください（鉛筆等は不可。）。 ・ 写真の掲載欄以外の部分への写真の使用不可 ・ 図、イラストレーション等の記載可能（この枠内の面積のおおむね2分の1以内）		

連絡場所及び 電話番号	山都 太郎 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
----------------	-----------------------

掲載順位 番	候補者氏名
-----------	-------